

引縄釣漁業の定数化について

1. 背景

- ・「引縄釣漁業」は、対人許可漁業として非定数漁業となっている。
- ・現在、許可を受けている者は246名であり、令和6年4月1日から令和7年8月31日の間に34人増加している（図1）。（他に申請中1件）
- ・これには、近年のビワマス人気の高まりも関係していると考えられる。
- ・ビワマスの採捕量については、刺網漁業が低迷し、遊漁者（プレジャーボート、遊漁船）の増加が承認数の定数化によりコントロールされているのに対し、引縄釣漁業は急激な増加傾向にあり（図2）、乱獲が危惧されるため許可に定数を設ける必要がある。

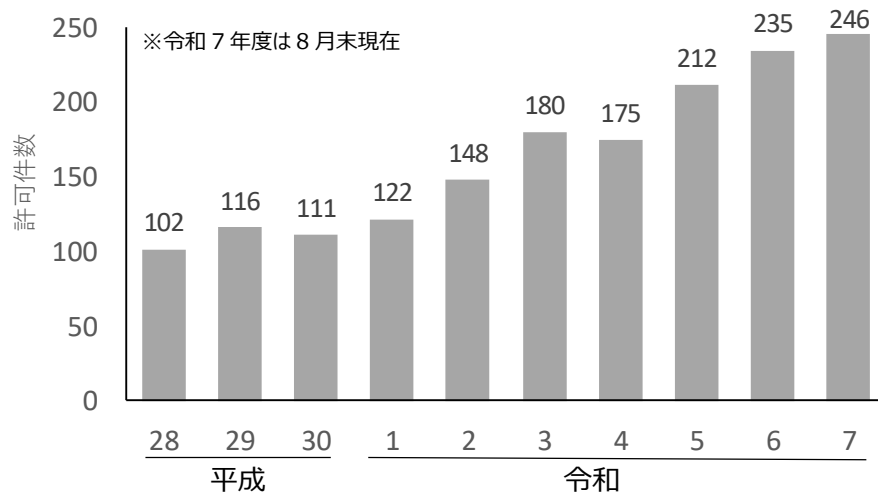


図1 引き縄釣漁業許可数の推移

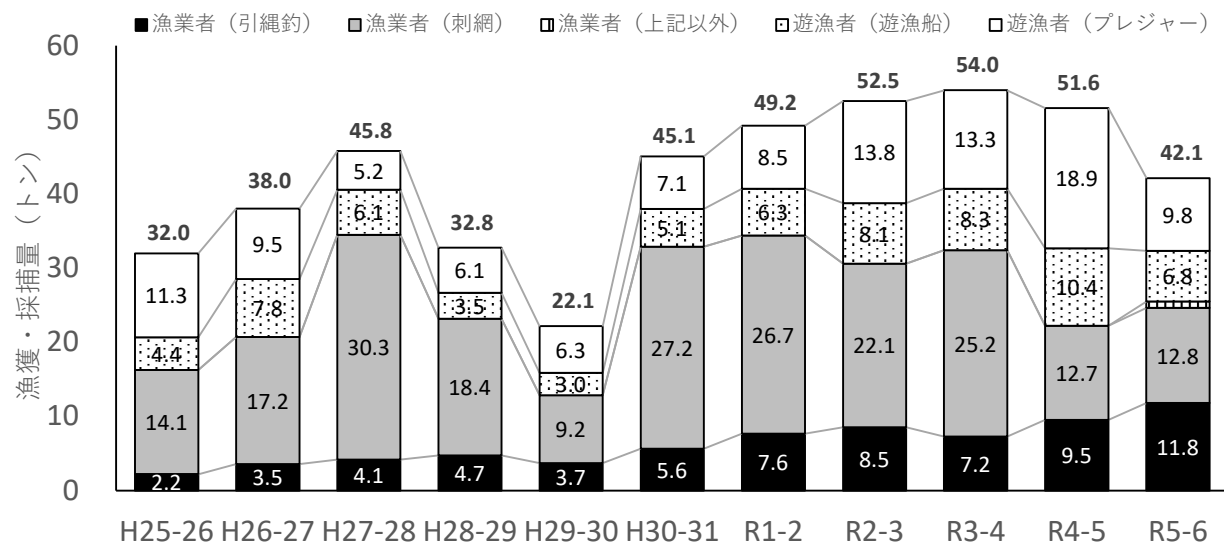
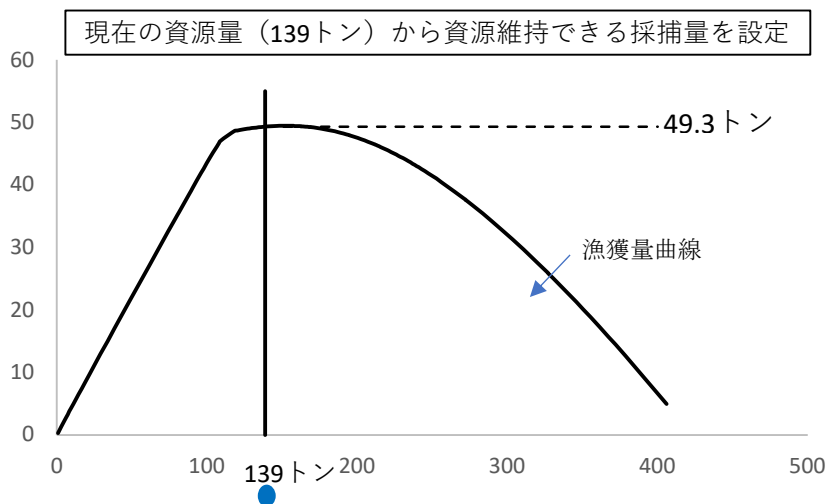


図2 漁業者、遊漁者のビワマス採捕量の推移（トン）

2. 引縄釣漁業の定数化の考え方と定数の決定方法

- ・引縄釣漁業においても、プレジャーボートと同様の方法で、資源評価を基にした採捕可能枠を設ける。

(1) 資源量および算出される漁獲量曲線から、資源維持できる採捕量を設定



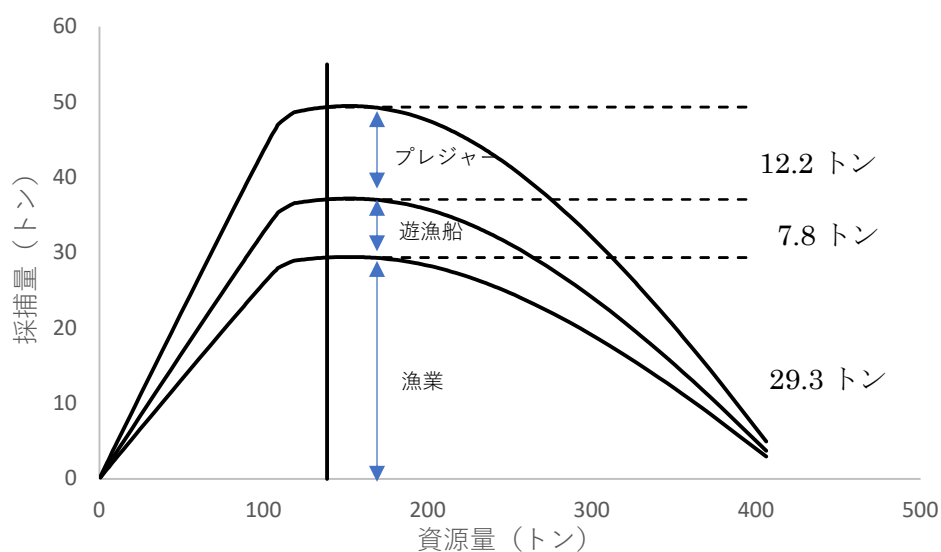
※漁獲量曲線とは、資源量とその資源量を減少させない漁獲量をあらわしたものの。

(2) 引縄釣漁業、刺網等漁業、遊漁船、プレジャー それぞれの採捕量の比率を算出
比率の算出方法

過去 5 年間の最大値・最小値を除いた採捕量の平均から比率を算出する。

漁業 : 遊漁船 : プレジャー = 5.952 : 1.565 : 2.483

(3) 上記 (1) (2) から引縄釣漁業の採捕可能枠を計算



この漁業採捕可能枠を R5-6 シーズンの実績を基に引縄釣漁業と刺網等漁業に割振る

$$\text{引縄釣漁業} : \text{刺網等漁業} = 4.627 : 5.373 = 13.6 \text{ トン} : 15.7 \text{ トン}$$

これを R5-6 シーズンの 1 漁業者当たり採捕量 (0.0522 トン) から引縄釣漁業の許可数に換算すると、

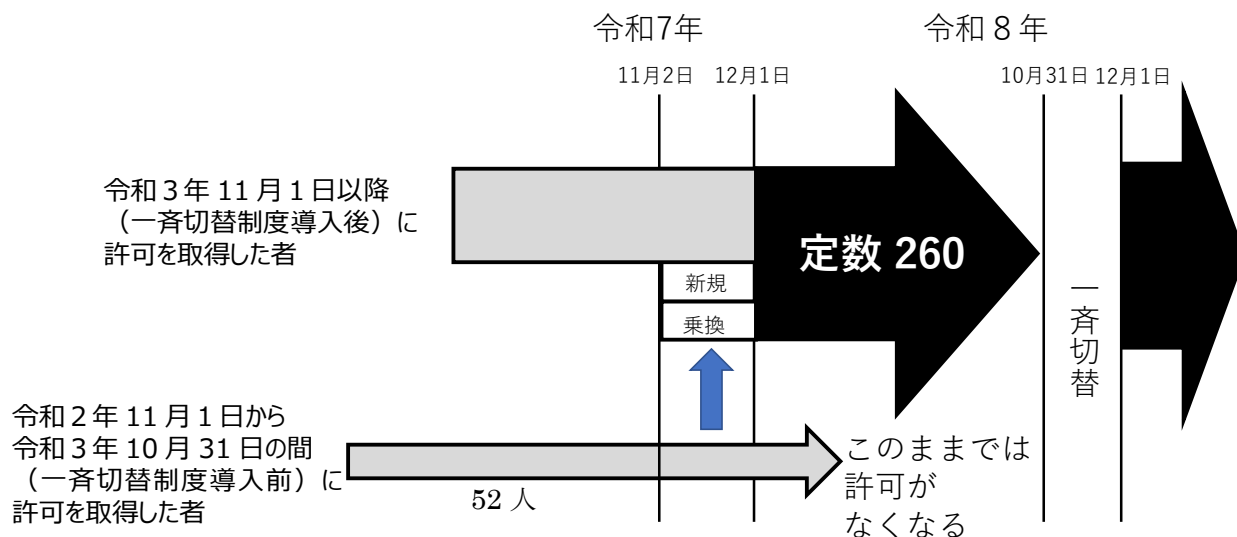
$$\text{許可数} : 13.6 \text{ トン} \div 0.0522 \text{ トン/人} = \underline{260 \text{ 人}} \text{ となる}$$

※現許可数 246 人 (+ 1 人予定)

水産課が各漁協に対して、令和 7 年 7 月 14 日～8 月 4 日まで希望調査を行ったところ、新規取得の意向は 5 名のみであったことから、定数は上記 260 人とする。

3. 定数許可漁業としての運用方法

- ・引縄釣漁業は、滋賀県漁業調整規則において、当該漁業ごとに許可することが定められているため、制限措置において許可する漁業者の数を定める。
- ・現在の引き縄釣漁業許可に対して新たに定数を定めるものであるため、今回定める制限措置の許可の有効期限は、現在の許可の有効期限である令和 8 年 10 月 31 日となる。
- ・現在、引縄釣漁業の許可を受けている者のうち、令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 10 月 31 日の間に許可を取得した者については、許可を持たない期間が生じないように、今持っている許可を返納し、今回、新たに許可を受けてもらうことを推奨する。



- ・令和 8 年の一斉切替以降、当面は許可の有効期間を短く (1 ～ 2 年程度) して、切替時に定数の妥当性を確認する。新規就業者 (研修制度を活用) は許可の優先順位を上位にすることで早期に許可を得られやすいようにする。

4. 引縄釣漁業の定数化スケジュール

- ・ 7月14日～8月4日： 新規許可取得の希望調査を県内漁協・生産組合に実施した
- ・ 8月5日： 定数化することについて、海区委員会から同意が得られた
- ・ 9月9日： 海区委員会にて、公示内容（定数や募集期間）を諮問
- ・ 10月1日～11月1日（予定）： 申請受付
- ・ 11月2日～11月30日（予定）： 許可証の公布
- ・ 12月1日～： 定数漁業として運用開始
- ・ 令和8年10月31日： 許可の有効期限
 - 全員切替（以降、当面は1～2年ごとに切替を想定）